

事故発生日	公表日	製品名	事故発生場所	死亡	重傷	軽傷	CO中毒	火災	事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等	備考
2021/01	2022/06/06	油だき温水ボイラ	兵庫県	1					(死亡1名)宿泊施設で当該製品を使用して湯張り後、入浴時の火傷により、1名が死亡した。	○使用者(宿泊施設)は、当該製品を能力切替スイッチが「大」、ダイヤル式温度調節つまみが「高」の設定で使用していた。○使用者は、浴槽へ給湯の際、湯の温度を上げるために従来よりも蛇口を絞った状態で給湯し、自然放熱により丁度よい湯加減にして使用していた。○使用者は、過去に宿泊客から「風呂の湯温がぬるい。」とのクレームがあったためガス事業者へ相談し、ガス事業者が「蛇口の湯量を絞れば湯温が高くなる。」とアドバイスしたため、蛇口の湯量を絞って浴槽の湯張りを行っていた。○取扱説明書には、「高い温度の湯が必要なときは、給湯栓を絞って湯の量を少なくする。」旨、記載されている。○当該製品は、継続使用されているため確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者(宿泊施設)が当該製品からの給湯温度を上げるために蛇口の湯量を絞ったことで浴槽に高温の湯が張られたため、被害者が入浴時に火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
2021/01/02	2022/06/06	石油ストーブ(開放式)	愛知県					○(火災)当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中、異音が生じて当該製品の前面から火がはしり、付近の掛け布団に火が着いて火災になったとの申出内容であった。○使用者は、掛け布団等に水を掛けて消火中、当該製品が燃焼中であることに気づき、消火ボタンを押して消火した。○当該製品は全体が焼損しており、上部よりも下部の焼損が強く、前面パネルの焼損が著しかった。○燃焼筒に異常燃焼の痕跡はなく、しん調節つまみは消火位置になり、しんは消火位置まで下がっていた。○カートリッジタンクの口金は閉まっており、油受皿に油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。		
2021/01/02	2022/06/06	石油ファンヒーター(開放式)	大阪府					○使用中の石油ファンヒーター付近から異音が生じて出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:大阪府)	事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、事故品に異常燃焼や油漏れの痕跡はなく、電気部品に出火の痕跡はないことから、製品に起因しない事故と推定される。		
2021/01/15	2022/06/06	石油給湯機付ふろがま	熊本県					石油ふろがまから発煙し、機器内部が焼損した。(事故発生地:熊本県)	事故品の電磁弁に使用されているリング(パッキン)が劣化して硬化、収縮し、器具内に油漏れが発生したことから、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと考えられる。		
2021/01/23	2022/06/06	石油ファンヒーター(開放式)	滋賀県			3		○使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:滋賀県)	事故品に異常は認められず、カートリッジタンク等からガソリンが検出されたことから、消費者がガソリンを誤給油後に1時間以上使用して消火後、カートリッジタンク等に灯油を入れ替えて使用したが、滞留していたガソリンのガスが点火時に引火した事故と考えられ、消費者の誤使用による事故と推定される。なお、取扱説明書、本体表示、カートリッジタンク表示には、「ガソリン使用禁止」と記載されている。		
2021/02/18	2022/06/06	石油ストーブ(開放式)	大分県			1		○(火災、軽傷1名)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の天板上や外郭側面等に、炭化した可燃物が付着していた。○しんは緊急消火位置に下がっており、対震自動消火装置が作動した痕跡が認められた。○燃焼筒の内部にすずの付着はなく、不完全燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。		
2021/03/13	2022/06/06	石油ストーブ(開放式)	埼玉県					○(火災)建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	○使用者が当該製品にカートリッジタンクを戻そうと繰り返し出し入れしていたところ、カートリッジタンクのキャップが外れて灯油が漏れたとの申出内容であった。○事故発生以前から、当該製品の消火ボタンを押した後も火が消えずに残っていることがあった。○カートリッジタンクのキャップは外れた状態でタンク室内から発見された。○カートリッジタンクの口金に破損や変形は認められず、キャップが確実に閉まった状態では給油口からの液漏れは認められなかった。○本体内部はカートリッジタンク側が著しく焼損していた。●使用者が、当該製品のカートリッジタンクのキャップが確実に閉まっていなかった状態で、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際、キャップが外れ、漏れた灯油が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口口金は確実に締める。」旨、記載されている。		
2021/04/18	2022/06/06	石油ファンヒーター(開放式)	福島県					○使用中の石油ファンヒーター付近から出火し、周辺を焼損した。(事故発生地:福島県)	事故品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、事故品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。		

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故